

令和5年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会 会議録概要

- | | | |
|---------|-------------|--|
| 1 | 開催日時 | 令和5年5月18日(木) |
| | 開 会 | 13時30分 |
| | 閉 会 | 15時00分 |
| 2 | 場 所 | 教育委員会庁舎 大会議室 |
| 3 | 議 題 | 「八千代市のいじめ問題への対応について」(公開)
「いじめにおける積極的生徒指導の具体例」(非公開) |
| 4 | 出席者名 | 委 員 川上明治, 荻野信治, 太田信子, 八巻憲一
木梨朋幸, 大小田泰一郎, 島津俊明, 高倉啓安, 松本亮二, 設楽憲一,
高原敬介, 丹治貴史 内藤俊夫
事務局 兒玉健司, 宮崎幸子, 向智広, 清水俊輔, 久保隆秀, 福田恭子
竹内大迪 |
| 5 | 公開又は非公開の別 | 一部非公開 |
| 6 | 非公開の理由 | 協議においては, 具体的ないじめ事案についての情報提供, 情報交換があり, 個人に関する事項(児童生徒等の個人情報)を扱うことによる。
(八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条第2号) |
| 7 | 傍聴人定員及び傍聴人数 | 定員5名(傍聴1名) |
| 8 | 審議内容等 | |
| 事務局(福田) | | 八千代市いじめ問題対策連絡協議会運営要領第5条第5項の規定により, ここから, 教育次長が進行を務めさせていただきます。
なお, 会の性質上, 議事録の作成がありますので
録音させていただきますことを御了承ください。
それでは, 教育次長, お願いします。 |
| 設楽委員 | | 教育次長の設楽です。運営要領の規定により, 会長選出までの進行を務めさせていただきます。本日はご多用のところ御出席いただきまして, 誠にありがとうございます。ただ今から, 「令和5年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会」を開会いたします。着座にて会を進行させていただきます。失礼します。

では, 条例第6条第2項の規定により定足数を確認いたします。委員数15名, 出席者数13名, 欠席者数2名。よって, 本協議会は成立いたします。続きまして, 本日予定されております議事のうち, 「協議」では, 八千代市審議会等の公開に関する要領第4条第2号に該当する個人情報を扱う可能性があることから, 会議の非公開を求めます。よろしくお願いします。 |
| 設楽委員 | | これより議事に入ります。
まず, 八千代市いじめ問題対策連絡協議会及び八千代市いじめ問題対策調査委員会
条例第5条による会長の選出ですが, これは委員の互選と規定されております。
どなたか立候補していただける方はいらっしゃいますでしょうか。 |
| 設楽委員 | | それでは, どなたかふさわしい方をご推薦いただけますでしょうか。はい。大小田委員。 |
| 大小田委員 | | 設楽次長を推薦します。 |

設楽委員

それでは、お諮りいたします。ほかにご推薦いただけますでしょうか。
ただいま、会長にわたくし、教育次長を推薦いただきましたけれども、ご異議はございますか。
よろしいでしょうか。

委員

(ありません。)

設楽会長

ただいま、会長に就任いたしました設楽でございます。皆様のご協力をいただきまして、有意義な協議会にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
それでは、続いて条例第5条第3項の規定により会長の代理を指名します。八千代市校長会の大小田委員を指名します。よろしく願いいたします。それでは、次第に従って、進めてまいります。
報告・説明事項について、事務局お願いします。

事務局（清水）

事務局より、令和5年度第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会の報告・説明事項を行います。
資料が2つに分かれています。資料1は会議後にお持ち帰りいただいて構いません。資料2に関しては、会議の後に回収させていただきます。
はじめに本協議会である、八千代市いじめ問題対策連絡協議会について確認いたします。いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより設置されております。
いじめの未然防止や早期発見、初期対応等について協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ることを目的としています。
本連絡協議会は、スライドにあります団体からお集まりいただいております。
それぞれの立場から御意見をいただき、各機関が連携を図るとともに、教育委員会や学校の取り組みについてご意見をいただきたいと思っております。次に、いじめ防止等の基本方針について確認いたします。
八千代市内の市立小中義務教育学校では各学校において、学校いじめ防止基本方針を策定しております。これは文部科学省、千葉県、八千代市がそれぞれ策定した基本方針をもとに各学校で策定したものです。八千代市では、「いじめ防止対策推進法」をもとに、次のようにいじめを定義しております。児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。市及び各学校では、いじめの認知をこの定義に基づいて行っております。トラブルがあったとき、学校は学校いじめ対策組織へ情報共有することが必要になっていきます。また、この「児童等が行った行為」が、「いじめを意図して行っていない」場合や、「1回のみで継続して行われたわけではない」場合においても、児童等が心身の苦痛を感じている際には、いじめとして積極的に認知し、適切に対応することで、いじめの解消に至るケースが増えています。また、八千代市では、令和4年12月に発表された「生徒指導提要」の改訂を受けて、市いじめ防止基本方針の改訂を進めております。改訂のポイントとして、○人権意識について○いじめ防止につながる積極的生徒指導○保護者への周知と連携○いじめ防止プログラム（年間計画）○SOSの出し方に関する教育○組織的な対応方針の共通理解○重大事態に発展させない生徒指導○重大事態の国への報告この8点を反映させることを考えております。次に、いじめによって重大事態が発生した場合の対処について説明していきます。まず、重大事態とは、1) いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」、2) いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合になります。1を「生命・心身・財産重大事態」、2を「不登校重大事態」ということがございます。2) 不登校重大事態にある「相当の期間」とは30日を目安としていますが、この日数に達しない場合においても、委員会としては対

応していく所存です。文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」における「生命・心身・財産重大事態」の事例です。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、心身に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、いじめにより転学等を余儀なくされた場合も含まれます。文部科学省の「不登校重大事態に係る調査の指針」では、「不登校重大事態」に係る調査について、この図のように対応していくことを示しています。いじめを理由として30日を目安とした相当の期間、学校を欠席した時点で判断することになっています。「不登校重大事態」の調査の主体は、学校とすることが原則になっています。教育委員会は学校に対して必要な指導や適切な支援を行います。しかし、昨年度の令和4年度に「いじめ重大事態に関する国への報告について」の依頼文書が周知されました。令和5年4月1日より、重大事態の発生の報告、調査開始の報告、調査報告の3つについて、市長報告の後、文部科学省へ報告書の提出及び情報提供を行います。この文書を踏まえ、文部科学省の「不登校重大事態に係る調査の指針」をもとに、「いじめ重大事態」に係る調査はこのように進めてまいります。学校及び教育委員会は、重大事態の発生の報告と調査開始の報告を市長に報告するとともに、文部報告書を提出します。また、これまで通り調査結果を市長に報告したのち、文部科学省への情報提供を行います。続いて、昨年度、令和4年度に通知がありました、いじめに関する動向についてお知らせいたします。どちらも、主に保護者・警察・地域社会との連携強化について示されております。この通知において、これからの社会において、学校の役割は「いじめの未然防止」、いじめの対応に関しては、学校と「地域社会」が連携をして取り組むことが示されております。この通知の内容を踏まえましても、この協議会の果たす役割は大きいと考えます。

以上で、前半部分の説明を終了いたします。ありがとうございました。司会へ戻します。

設楽会長

ただいま事務局から「報告・説明事項」について説明がありましたが、ただいまの説明につきまして、質問等がありましたら、お願いします。

それでは、これより非公開の会議となります。